

令和 7 年 9 月 4 日招集

令和 7 年第 5 回釧路市議会

9 月 定 例 会 議 案

釧 路 市

9 月 定 例 市 議 会 議 案 件 名

議 案 番 号	件 名	
議案第 8 4 号	令和 7 年度釧路市一般会計補正予算……………	5
議案第 8 5 号	令和 7 年度釧路市後期高齢者医療特別会計補正予算……………	27
議案第 8 6 号	令和 7 年度釧路市介護保険特別会計補正予算……………	35
議案第 8 7 号	令和 7 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算……………	41
議案第 8 8 号	令和 7 年度釧路市病院事業会計補正予算……………	47
議案第 8 9 号	令和 7 年度釧路市水道事業会計補正予算……………	57
議案第 9 0 号	令和 7 年度釧路市下水道事業会計補正予算……………	61
議案第 9 1 号	釧路市印鑑条例の一部を改正する条例……………	65
議案第 9 2 号	釧路市職員の育児休業等に関する条例及び釧路市企業職員の給与の種類 及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………	67
議案第 9 3 号	釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例……………	71
議案第 9 4 号	釧路市国設阿寒湖畔スキー場条例の一部を改正する条例……………	87
議案第 9 5 号	厚岸町との定住自立圏形成協定の変更について同意を求める件……………	89
議案第 9 6 号	弟子屈町との定住自立圏形成協定の変更について同意を求める件……………	93
議案第 9 7 号	訴えの提起の件……………	97
議案第 9 8 号	土地処分の件……………	99
議案第 9 9 号	釧路市コミュニティセンターの指定管理者の指定の件……………	101
議案第 1 0 0 号	福祉部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件……………	103
議案第 1 0 1 号	釧路工業技術センターの指定管理者の指定の件……………	107
議案第 1 0 2 号	西港緑地等の指定管理者の指定の件……………	109
議案第 1 0 3 号	生涯学習部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件……………	111
議案第 1 0 4 号	令和 6 年度釧路市各会計決算認定の件……………	113
議案第 1 0 5 号	令和 6 年度釧路市病院事業会計決算認定の件……………	115
議案第 1 0 6 号	令和 6 年度釧路市水道事業会計決算認定の件……………	117
議案第 1 0 7 号	令和 6 年度釧路市工業用水道事業会計決算認定の件……………	119
議案第 1 0 8 号	令和 6 年度釧路市下水道事業会計決算認定の件……………	121
議案第 1 0 9 号	令和 6 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計決算認定の件……………	123
議案第 1 1 0 号	令和 6 年度釧路市港湾整備事業会計決算認定の件……………	125
議案第 1 1 1 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件……………	127

議案第112号	監査委員の選任について同意を求める件……………	129
議案第113号	公平委員会委員の選任について同意を求める件……………	131
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件……………	133
	(以上 3 1 件 市長提出)	
選挙第 2 号	選挙管理委員及び補充員選挙の件……………	135
	(以上 1 件 議長付議)	

議案第 8 4 号

令和 7 年度釧路市一般会計補正予算

令和 7 年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,570,808 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 109,234,993 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の廃止及び追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		24,127,667	5,200	24,132,867
	2 国庫補助金	4,749,297	5,200	4,754,497
17 財産収入		393,393	192,653	586,046
	2 財産売却収入	194,312	192,653	386,965
18 寄附金		2,715,201	11,350	2,726,551
	1 寄附金	2,715,201	11,350	2,726,551
19 繰入金		4,393,631	1,276,684	5,670,315
	2 基金繰入金	4,375,791	1,276,684	5,652,475
20 繰越金		1	84,656	84,657
	1 繰越金	1	84,656	84,657
21 諸収入		3,959,923	265	3,960,188
	5 雑入	757,166	265	757,431
歳入合計		107,664,185	1,570,808	109,234,993

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		301,425	367	301,792
	1 議会費	301,425	367	301,792
2 総務費		10,003,814	1,522,603	11,526,417
	1 総務管理費	9,692,653	1,472,603	11,165,256
	2 徴税費	183,191	50,000	233,191
3 民生費		36,492,287	300	36,492,587
	1 社会福祉費	8,536,945	300	8,537,245
6 農林水産業費		1,308,505	4,987	1,313,492
	1 農業費	743,180	1,000	744,180
	3 水産業費	116,661	3,987	120,648
7 商工費		4,002,494	18,439	4,020,933
	1 商工費	4,002,494	18,439	4,020,933
8 土木費		6,137,514	20,000	6,157,514
	4 都市計画費	28,942	20,000	48,942
9 港湾費		1,646,876	3,062	1,649,938
	1 港湾費	1,646,876	3,062	1,649,938
11 教育費		8,436,090	1,050	8,437,140
	6 社会教育費	1,965,780	1,050	1,966,830
歳出合計		107,664,185	1,570,808	109,234,993

第2表 債務負担行為補正

区 分		事 項	期 間	限 度 額
廃止	補正前	帳票印刷等業務委託費	令和8年度から令和12年度まで	千円 116,182
	補正後		—	—
追加		施設管理運営委託費	令和8年度から令和12年度まで	必要とする当該年度の予算で措置する額
		広報くしろ等制作業務委託費	令和8年度	必要とする当該年度の予算で措置する額

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
15 国 庫 支 出 金	24,127,667	5,200	24,132,867
17 財 産 収 入	393,393	192,653	586,046
18 寄 附 金	2,715,201	11,350	2,726,551
19 繰 入 金	4,393,631	1,276,684	5,670,315
20 繰 越 金	1	84,656	84,657
21 諸 収 入	3,959,923	265	3,960,188
歳 入 合 計	107,664,185	1,570,808	109,234,993

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国道支出金	市 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	301,425	367	301,792	0	0	0	367
2 総 務 費	10,003,814	1,522,603	11,526,417	5,200	0	202,918	1,314,485
3 民 生 費	36,492,287	300	36,492,587	0	0	300	0
6 農 林 水 産 業 費	1,308,505	4,987	1,313,492	0	0	0	4,987
7 商 工 費	4,002,494	18,439	4,020,933	0	0	15,000	3,439
8 土 木 費	6,137,514	20,000	6,157,514	0	0	0	20,000
9 港 湾 費	1,646,876	3,062	1,649,938	0	0	0	3,062
11 教 育 費	8,436,090	1,050	8,437,140	0	0	1,050	0
歳 出 合 計	107,664,185	1,570,808	109,234,993	5,200	0	219,268	1,346,340

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 国庫支出金	24,127,667	5,200	24,132,867			
2 国庫補助金	4,749,297	5,200	4,754,497			
10 アイス政策推進交付金	224,894	5,200	230,094	1 アイス政策推進交付金	5,200	アイヌ政策推進交付金(率8/10)
						5,200

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
17 財産収入	393,393	192,653	586,046			
2 財産売却収入	194,312	192,653	386,965			
1 不動産売却収入	190,628	192,653	383,281	1 土地建物売却収入	192,653	192,653

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
18 寄附金						
1 寄附金	2,715,201	11,350	2,726,551			
4 教育費寄附金	2,715,201	11,350	2,726,551			
	1,000	1,050	2,050	2 社会教育費寄附金	1,050	文化振興活動推進事業費 マリモ保護基金積立金
5 総務費寄附金	5,000	10,000	15,000	1 総務管理費寄附金	10,000	地域振興基金積立金
6 民生費寄附金	100	300	400	1 社会福祉費寄附金	300	福祉基金積立金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金						
2 基金繰入金	4,393,631	1,276,684	5,670,315			
	4,375,791	1,276,684	5,652,475			
1 財政調整基金繰入金	3,794,665	1,261,684	5,056,349	1 財政調整基金繰入金	1,261,684	1,261,684
8 入湯税基金繰入金	44,596	15,000	59,596	1 入湯税基金繰入金	15,000	15,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 繰越金			84,656			
1 繰越金	1	84,656	84,656			
1 繰越金	1	84,656	84,656	1 繰越金	84,656	84,656 前年度繰越金

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	301,425	367	301,792	一般財源			
1 議会費	301,425	367	301,792	一般財源			
1 議会費	301,425	367	301,792	一般財源	7 報償費	70	議員活動費
					8 旅費	297	議員旅費
							367
							367

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総務費	10,003,814	1,522,603	11,526,417	特定財源 208,118 一般財源 1,314,485			
1 総務管理費	9,692,653	1,472,603	11,165,256	特定財源 208,118 一般財源 1,264,485			
1 一般管理費	3,903,628	185,970	4,089,598	特定財源 192,653 [内訳] 財産収入 192,653 一般財源 △6,683	24 積立金	185,970	減債基金積立金 185,970
5 企画振興費	2,557,422	229,633	2,787,055	特定財源 15,200 [内訳] 国庫支出金 5,200 寄附金 10,000 一般財源 214,433	7 報償費 8 旅費 10 需用費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 18 負担金補助及び交付金 24 積立金	140 212,012 522 212,012 158 6,501 300 212,012 10,000	公共交通活性化事業費 生活交通バス路線運行維持 対策補助金 アイヌ政策推進交付金事業費 地域振興基金積立金 国際交流関係業務費
9 諸費	88,204	1,057,000	1,145,204	特定財源 265 [内訳] 諸収入 265 一般財源 1,056,735	22 償還金利子及び割引料	1,057,000	歳入過誤納返還金 1,057,000
2 徴税費	183,191	50,000	233,191	一般財源 50,000			
1 徴税費	183,191	50,000	233,191	一般財源 50,000	18 負担金補助及び交付金	50,000	宿泊税導入事業費 50,000

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
3	民生費		36,492,287	300	36,492,587	特定財源			
	1	社会福祉費	8,536,945	300	8,537,245	特定財源			
		1 総務費	422,621	300	422,921	特定財源	24 積立金	300	福祉基金積立金
						[内訳] 寄附金			300
						300			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
6	農林水産業費		1,308,505	4,987	1,313,492	一般財源			
1	農業費		743,180	1,000	744,180	一般財源			
	2	農業振興費	389,583	1,000	390,583	一般財源	18 負担金補助及び交付金	1,000	農業担い手確保対策事業費
3	水産業費		116,661	3,987	120,648	一般財源			
	2	振興費	88,271	3,987	92,258	一般財源	18 負担金補助及び交付金	3,987	赤潮対策支援事業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
7	商工費		4,002,494	18,439	4,020,933	特定財源 一般財源			
1	商工費		4,002,494	18,439	4,020,933	特定財源 一般財源			
2	工業振興費		221,945	3,439	225,384	一般財源	12 委託料	3,439	企業誘致促進費
3	観光費		784,432	15,000	799,432	特定財源 〔内訳〕 繰入金	18 負担金補助 及び交付金	15,000	滞在体験観光促進事業費
						15,000			15,000

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
	8	土木費	6,137,514	20,000	6,157,514	一般財源			
	4	都市計画費	28,942	20,000	48,942	一般財源			
		1 総務費	28,942	20,000	48,942	一般財源	12 委託料	20,000	20,000 釧路駅周辺整備推進事業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
	9	港湾費	1,646,876	3,062	1,649,938	一般財源			
	1	港湾費	1,646,876	3,062	1,649,938	一般財源			
	3	空港費	17,688	3,062	20,750	一般財源	18 負担金補助 及び交付金	3,062	3,062 釧路空港国際化推進事業費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
11 教育費	8,436,090	1,050	8,437,140	特定財源			
6 社会教育費	1,965,780	1,050	1,966,830	特定財源			
1 総務費	45,125	1,000	46,125	特定財源	18 負担金補助 及び交付金	1,000	文化振興活動推進事業費 1,000
				[内訳] 寄附金			
				1,000			
2 文化財保護費	116,744	50	116,794	特定財源	24 積立金	50	マリモ保護基金積立金 50
				[内訳] 寄附金			
				50			
歳出合計	107,664,185	1,570,808	109,234,993	特定財源 一般財源			
				224,468 1,346,340			

債務負担行為に関する調書補正

区分	事 項	限 度 額		負 担 額	前 年 度 末 までの 支出見込額	当 該 年 度 支 出 予 定 額		翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額	期 間	金 額	左 の 財 源 特定財源	金 額	左 の 財 源 特定財源	金 額
廃止	帳票印刷等業務委託費	令8～令12	116,182	令8～令12	116,182	-	-	-	116,182
		-	-	-	-	-	-	-	-
追加	施設管理運営委託費	令8～令12	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	令8～令12	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	-	-	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	必要とする当 該年度の予算 で措置する額
	広報くしろ等 制作業務委託費	令8	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	令8	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	-	-	雑入 必要とする 該年度の 予算で措 置する額	必要とする当 該年度の予算 で措置する額
補正前	合 計	-	23,433,325	-	元 金 9,131,951 割増金 110,496 計 9,242,447	元 金 6,074,998 割増金 3,665 計 6,078,663	1,590,667	8,007,962	2,382,525
			23,317,143		23,098,729	4,487,996	5,625,437	7,891,780	2,266,343

議案第 85 号

令和 7 年度釧路市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 7 年度釧路市の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,500 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 3,079,163 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の追加）

第 2 条 予算第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることが出来る事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

2 予算第 1 表の次に次の 1 表を加える。

第 2 表 債務負担行為 （別 紙）

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療収入	5 国庫支出金	3,073,663	5,500	3,079,163
		0	5,500	5,500
歳入合計		3,073,663	5,500	3,079,163

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療費		3,073,663	5,500	3,079,163
	1 総務費	49,171	5,500	54,671
歳出合計		3,073,663	5,500	3,079,163

第2表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療システム改修事業費	令和8年度	千円 4,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 国 庫 支 出 金	0	5,500	5,500
歳 入 合 計	3,073,663	5,500	3,079,163

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総 務 費	49,171	5,500	54,671	5,500	0	0	0
歳 出 合 計	3,073,663	5,500	3,079,163	5,500	0	0	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 後期高齢者医療収入	3,073,663	5,500	3,079,163			
5 国庫支出金	0	5,500	5,500			
1 国庫補助金	0	5,500	5,500	1 後期高齢者医療事業補助金	5,500	後期高齢者医療システム改修事業費（率10／10） 5,500
歳 入 合 計	3,073,663	5,500	3,079,163			

3. 出歳

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
1	後期高齢者医療費		3,073,663	5,500	3,079,163	特定財源	5,500		
	1	総務費	49,171	5,500	54,671	特定財源	5,500		
		1 事務費	43,629	5,500	49,129	特定財源	5,500	12 委託料	後期高齢者医療システム改修事業費 5,500
						[内訳] 国庫支出金 5,500	5,500		
歳出合計			3,073,663	5,500	3,079,163	特定財源	5,500		

債務負担行為に関する調書補正

事 項	限 度 額		負 担 額		前 年 度 の 未 了 支 出 見 込 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額		翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
	期 間	金 額	期 間	金 額		金 額	左 の 財 源 内 記	金 額	左 の 財 源 内 記
		千円		千円	千円	千円	特定財源	千円	特定財源
							一般財源		一般財源
後 期 高 齢 者 医 療 システム改修事業費	令8	4,400	令8	4,400	-	-	-	4,400	0
									4,400

議案第 86 号

令和 7 年度釧路市介護保険特別会計補正予算

令和 7 年度釧路市の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 209,699 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 18,494,846 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

(保険事業勘定)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 介護保険収入		18,285,147	209,699	18,494,846
	2 国庫支出金	4,436,810	15,400	4,452,210
	6 繰入金	3,365,738	194,299	3,560,037
歳入合計		18,285,147	209,699	18,494,846

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 介護保険費		18,285,147	209,699	18,494,846
	1 総務費	481,652	15,400	497,052
	5 諸支出金	28,040	194,299	222,339
歳出合計		18,285,147	209,699	18,494,846

歳入歳出補正予算事項別明細書

(保険事業勘定)

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 国 庫 支 出 金	4,436,810	15,400	4,452,210
6 繰 入 金	3,365,738	194,299	3,560,037
歳 入 合 計	18,285,147	209,699	18,494,846

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総 務 費	481,652	15,400	497,052	15,400	0	0	0
5 諸 支 出 金	28,040	194,299	222,339	0	0	194,299	0
歳 出 合 計	18,285,147	209,699	18,494,846	15,400	0	194,299	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護保険収入	18,285,147	209,699	18,494,846			
2 国庫支出金	4,436,810	15,400	4,452,210			
2 国庫補助金	1,370,885	15,400	1,386,285	5 介護保険事業 補助金	15,400	地域密着型サービス拠点等整備費補助金（率1 0／10）
6 繰入金	3,365,738	194,299	3,560,037			15,400
2 基金繰入金	410,200	194,299	604,499	1 介護給付費準 備基金繰入金	194,299	介護給付費準備基金繰入金
						194,299
歳 入 合 計	18,285,147	209,699	18,494,846			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護保険費	18,285,147	209,699	18,494,846	特定財源			
1 総務費	481,652	15,400	497,052	特定財源			
1 事務費	472,409	15,400	487,809	特定財源	18 負担金補助 及び交付金	15,400	地域密着型サービス拠点等整備費 15,400 補助金
				[内訳] 国庫支出金			
5 諸支出金	28,040	194,299	222,339	特定財源			
1 諸費	10,200	194,299	204,499	特定財源	22 償還金利子 及び割引料	194,299	支払基金交付金等過誤納返還金 194,299
				[内訳] 繰入金			
				繰入金			
歳出合計	18,285,147	209,699	18,494,846	特定財源			

議案第 87 号

令和 7 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和 7 年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,665 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 454,367 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業収入		千円 452,702	千円 1,665	千円 454,367
	4 寄附金	61	1,665	1,726
歳入合計		452,702	1,665	454,367

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業費		千円 452,702	千円 1,665	千円 454,367
	1 事業費	428,812	1,665	430,477
歳出合計		452,702	1,665	454,367

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 寄 附 金	61	1,665	1,726
歳 入 合 計	452,702	1,665	454,367

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 事 業 費	428,812	1,665	430,477	0	0	1,665	0
歳 出 合 計	452,702	1,665	454,367	0	0	1,665	0

2. 歳入

(単位 : 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 動物園事業収入	452,702	1,665	454,367			
4 寄附金	61	1,665	1,726			
1 寄附金	61	1,665	1,726	1 動物園事業寄附金	1,665	動物園整備基金積立金 1,665
歳 入 合 計	452,702	1,665	454,367			

議案第 88 号

令和 7 年度釧路市病院事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度釧路市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 7 年度釧路市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(3) 主要な建設改良事業

ア 新棟建設等事業 6,715,890 千円

7 か年継続事業の 3 年次目

(収益的支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-----

支

出

第 1 款 病院事業費用	21,886,731 千円	△118 千円	21,886,613 千円
--------------	---------------	---------	---------------

第 2 項 医業外費用	340,004 千円	△118 千円	339,886 千円
-------------	------------	---------	------------

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「7,998 千円」を「8,116 千円」に、「1,246,307 千円」を「1,246,189 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-----

収

入

第 1 款 資本的収入	7,179,982 千円	88,000 千円	7,267,982 千円
-------------	--------------	-----------	--------------

第 1 項 企業債	7,170,800 千円	88,000 千円	7,258,800 千円
-----------	--------------	-----------	--------------

支

出

(繼續費)

区 分		款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
変	補正前	1	1	新 棟 建 設 等 業	千円 39,218,000		千円
						令和5	0
						令和6	1,453,210
						令和7	6,627,890
						令和8	27,176,571
						令和9	2,173,292
						令和10	633,369
更	補正後	1	1	新 棟 建 設 等 業	39,306,000	令和5	0
						令和6	1,453,210
						令和7	6,715,890
						令和8	27,176,571
						令和9	2,173,292
						令和10	633,369
						令和11	1,153,668

(企業債)

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
変 更	院 舎 増 改 築 費	千円 6,627,800	千円 88,000	千円 6,715,800
計		7,170,800	88,000	7,258,800

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

令和7年度釧路市病院事業会計補正予算実施計画

収益の支出

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 病院事業費	2 医業外費用		21,886,731	△ 118	21,886,613		
			340,004	△ 118	339,886		
		5 消費税及び地方消費税	9,018	△ 118	8,900	消費税及び地方消費税	△ 118

資本的收入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的收入	1 企業債		7,179,982	88,000	7,267,982		
			7,170,800	88,000	7,258,800		
		1 企業債	7,170,800	88,000	7,258,800	院舎増改築費	88,000

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的支出	1 建設改良費		8,434,287	88,000	8,522,287		
			7,170,986	88,000	7,258,986		
		1 院舎増改築費	6,627,890	88,000	6,715,890	新棟建設等事業費 (7か年継続事業の3年次目)	88,000

令和7年度釧路市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(間接法により作成)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は損失)	△ 962,625
減価償却費	1,206,843
固定資産除却費	34,854
有形固定資産売却損益 (△は益)	1
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 14,183
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,500
長期前受金戻入額	△ 210,087
修学資金給与費	37,908
長期前払消費税の増減額 (△は増加)	△ 529,846
資本費繰入収益	△ 127,455
受取利息及び受取配当金	△ 53
支払利息	159,707
未収金の増減額 (△は増加)	△ 1,582
貯蔵品の増減額 (△は増加)	1,000
前払金の増減額 (△は増加)	1,030
未払金の増減額 (△は減少)	△ 229,962
未払費用の増減額 (△は減少)	△ 1,430
預り金の増減額 (△は減少)	4,565
小計	△ 632,815
利息及び配当金の受取額	53
利息の支払額	△ 159,707
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 792,469

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 6,599,079
有形固定資産の売却による収入	1
国庫補助金等の返還による支出	△ 300
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	127,455
修学資金の貸付による支出	△ 61,176
修学資金の返還による収入	9,180
基金の積立による支出	△ 51
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,523,970

3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	4,500,000
一時借入金返済による支出	△ 4,500,000
建設改良費等の財源に充てたための企業債による収入	7,258,800
建設改良費等の財源に充てたための企業債の償還による支出	△ 1,201,774
寄附金による収入	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,057,027
4 資金減少額	1,259,412
5 資金期首残高	4,608,681
6 資金期末残高	3,349,269

I 重要な会計方針

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)
・減価償却の方法
定額法による。
・主な耐用年数
建物 10～47年
構築物 10～50年
器械備品 4～10年
車両 6年
(2) リース資産
・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。
3 引当金の計上方法
(1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、当事業年度末における回収不能見込み額を計上している。
(2) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(3) 賞与引当金
職員の期末・勤労手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(4) 法定福利費引当金
職員の期末・勤労手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
4 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、償却を行っている。

II 予定貸借対照表等関連

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む。)のうち、「病院事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は8,012,133千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
釧路市病院事業会計は、市立釧路総合病院及び高等看護学院を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに係る事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
市立釧路総合病院	病院
高等看護学院	看護師養成

- 2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	市立釧路総合病院	高等看護学院	合 計
医業収益	16,746,258	0	16,746,258
医業費用	18,881,473	0	18,881,473
医業損益	△ 2,135,215	0	△ 2,135,215
経常損益	△ 1,295,380	1,249	△ 1,294,131
セグメント資産	19,963,118	0	19,963,118
セグメント負債	17,314,904	0	17,314,904
その他の項目			
他会計繰入金	1,480,000	69,908	1,549,908
減価償却費	1,171,756	0	1,171,756
特別利益	77,089	0	77,089
特別損失	145,208	0	145,208
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	786,917	0	786,917

当年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

	市立釧路総合病院	高等看護学院	合 計
セグメント資産	24,606,123	0	24,606,123
セグメント負債	22,920,533	0	22,920,533
その他の項目			
他会計繰入金	1,360,493	74,883	1,435,376
減価償却費	1,206,843	0	1,260,843
特別利益	120,001	0	120,001
特別損失	187,855	0	187,855
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,357,380	0	5,357,380

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金7,500千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金327,466千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤労手当を支給するため賞与引当金529,399千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金102,228千円を取り崩す。

議案第 89 号

令和 7 年度釧路市水道事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度釧路市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 7 年度釧路市水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	期 間	限 度 額
追 加	阿寒・阿寒湖畔浄水場維持 管理業務委託費	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	415,000 千円

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

正 補 書 調 査 関 係 行 為 担 負 務 債

区 分	事 項	限度額	負担額	前 年 度 末 ま で 義 務 支 払 義 務 金 額		左 の 財 源 内 訳				翌 年 度 支 出 予 算 金 額		左 の 財 源 内 訳				降 格 義 務 金 額			
				期 間	金 額	企 業 債	出 資 金	国 庫 補 助 金	給 水 収 益 等	期 間	金 額	企 業 債	出 資 金	国 庫 補 助 金	給 水 収 益 等				
追 加	阿 寒 ・ 阿 寒 湖 畔 浄 水 場 維 持 管 理 業 務 委 託 費	千円	千円	—	—	—	—	—	—	令8～令12	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
		415,000	415,000	—	—	—	—	—	—	—	415,000	0	0	0	0	415,000			
補 正 前	合 計	18,581,545	16,960,282	—	8,396,137	—	1,938,139	640,000	500,000	339,435	458,704	—	6,626,006	592,500	0	120,160	5,913,346		
		18,996,545	17,375,282															7,041,006	6,328,346

議案第 90 号

令和 7 年度釧路市下水道事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度釧路市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 7 年度釧路市下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	期 間	限 度 額
追 加	下水終末処理場等維持管理 業務委託費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	379,800 千円
		令和 8 年度から 令和 12 年度まで	6,319,500 千円

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

正 補 書 調 査 関 係 行 担 負 債

区 分	事 項	限 度 額	負 担 額	前年度までの支払義務発生額		当該年度支払義務発生額		左 の 財 源 内 訳				翌年度支払義務発生額		左 の 財 源 内 訳			
				期 間	金 額	期 間	金 額	下水・道 事業収益	企業債	国庫補助金	他会計補助金、 受益者負担金及 び内部留保資金	期 間	金 額	下水・道 事業収益	企業債	国庫補助金	他会計補助金、 受益者負担金及 び内部留保資金
追 加	下水終末処理場 等維持管理費 業務委託費	千円	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	千円	千円	千円	千円
		379,800	379,800	—	—	—	—	—	—	—	—	令8～令9	379,800	379,800	0	0	0
補 正 前	合 計	6,319,500	6,319,500	—	—	—	—	—	—	—	—	令8～令12	6,319,500	6,319,500	0	0	0
		6,478,077	6,188,552	—	4,487,716	1,274,836	1,144,836	0	130,000	0	0	—	426,000	0	195,800	230,200	0
補 正 後		13,177,377	12,887,852										7,125,300	6,699,300			

議案第 9 1 号

釧路市印鑑条例の一部を改正する条例

釧路市印鑑条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が自ら申請する場合において、規則で定める書類の提示によりその者が本人であることを確認することができるときは、市長は、印鑑登録証の添付を省略させることができる。

第 1 7 条第 1 号中「とき（」の次に「第 1 4 条ただし書又は」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

市民の利便性向上を図るため、印鑑登録証明書の交付に係る申請手続を見直したく、本案を提出するものである。

議案第 9 2 号

釧路市職員の育児休業等に関する条例及び釧路市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(釧路市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 釧路市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年釧路市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 2 項の」を「から第 3 項まで及び第 5 項の」に改める。

第 2 0 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第 2 1 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。

第 2 1 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 2 1 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、
当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 21 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準と
して条例で定める時間)

第 21 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時
間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応
じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1
0 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 21 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、
配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその
他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実
が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」
という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの
子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 22 条中「職員が」の次に「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する」
を加える。

第 23 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 23 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条
第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(釧路市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 釧路市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年釧

路市条例第 281 号)の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項中「一部を」を「全部又は一部（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の釧路市職員の育児休業等に関する条例第 21 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得形態を拡充する等の所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 93 号

釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例

釧路市は、特別天然記念物であるタンチョウをはじめとする多様な動植物の生息生育地である「釧路湿原」と、世界で唯一の大型球状マリモが生育する阿寒湖を有する「阿寒摩周」の二つの国立公園に抱かれ、雄大で豊かな自然に恵まれたまちである。

本市の類まれな自然環境は、酪農を主力とする農業、豊富な森林資源を有する林業、国内有数の水揚げ量を誇る水産業、そして食や自然資源を魅力とする観光業など、地域経済にも多大な恩恵をもたらすとともに、釧路湿原国立公園及びその周辺をはじめとする本市の湿原域は、保水浄化機能、洪水調節機能、気候緩和機能など、この地域を水不足や災害から守る重要な役割を担っている。

近年、この雄大で豊かな自然環境の下での太陽光発電施設の設置が進み、特に釧路湿原国立公園周辺においてその動きが顕著なものとなっている。貴重な野生動植物の生息生育環境が脅かされる事態が懸念され、生物多様性の低下や湿原域の減少による防災減災機能の低下が危惧される。

一方、地球温暖化の防止は私たちの未来を守るための喫緊の課題であり、太陽光を含む再生可能エネルギー事業は、本市の実情に応じ、積極的に進められなければならない。

以上のことから、太陽光発電施設による発電事業の推進と自然環境及び生活環境との調和を図り、市民の貴重な財産であり誇りでもある本市の自然環境を次世代に継承していくため、本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電施設の適切な設置及び管理のために必要な手続等を定めることにより、太陽光発電施設と自然環境及び生活環境との調和を図り、もって、人と自然が共生した持続可能な地域社会の発展に寄

与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電施設 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光をエネルギー源とする設備及びその附属設備（送電に係る電柱その他規則で定める設備を除く。）をいう。

(2) 設置事業 太陽光発電施設の設置（増設を含む。以下同じ。）（これを行うための樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を含む。）を行う事業をいう。ただし、次に掲げる太陽光発電施設に係るものを除く。

ア 出力が10キロワット未満の太陽光発電施設（同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となるものを除く。）

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する太陽光発電施設

ウ 国又は地方公共団体が設置する太陽光発電施設

(3) 発電事業 太陽光発電施設（設置事業により設置された太陽光発電施設に限る。）を用いて発電を行う事業をいう。

(4) 太陽光事業 設置事業及び発電事業をいう。

(5) 事業者 設置事業を計画し、これを実施する者又は発電事業を実施する者をいう。

(6) 事業区域 太陽光事業を実施する一団の土地であって、柵堀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。ただし、次に掲げる区域は、事業区域に含めるものとする。

ア 設置事業の実施に当たり、法令（他の条例を含む。以下同じ。）に基づく許認可等（許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為

をいう。以下同じ。)を同時期に受ける区域

イ 物理的形状又は所有者若しくは事業者の形態によって一体と認められる区域

(7) 工事施工者 設置事業に関する工事を請け負った者をいう。

(8) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域の境界から規則で定める範囲の区域（以下「近隣区域」という。）に居住する者

イ 所有権、賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用し、当該土地又は建物において事業活動その他の活動を行う者

ウ 近隣区域にその区域を含む町内会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）の代表者

エ 事業区域に隣接する土地（水路又は道路を挟んで隣接する土地を含む。）及び当該土地上にある建物を所有する者

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者及び工事施工者（以下「事業者等」という。）は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、自然環境及び生活環境に十分配慮し、近隣住民等と良好な関係を保つものとする。

2 事業者は、太陽光発電施設を廃止したときは、速やかに当該太陽光発電施設の解体、撤去、廃棄その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民（事業区域及びその周辺の土地の所有者を含む。）は、この条例に基づく手続の実施に協力するよう努めるものとする。

（禁止区域）

第6条 市長は、法令の規定により、太陽光発電施設の設置が制限されている区域を禁止区域として指定するものとする。

2 事業者は、事業区域に前項の禁止区域を含めてはならない。ただし、法令の規定に基づいて太陽光発電施設の設置が許されている場合は、この限りでない。

3 第1項の禁止区域は、規則で定める。

(特定保全種)

第7条 市長は、主な生息地に本市の区域を含む希少な野生動物のうち、本市の豊かな自然環境を象徴する種であって、その保全のために特に配慮を要すると認めるものを特定保全種として指定するものとする。

2 前項の特定保全種（以下「特定保全種」という。）は、次のとおりとする。

(1) タンチョウ

(2) オジロワシ

(3) チュウヒ

(4) オオジシギ

(5) キタサンショウウオ

(特別保全区域)

第8条 市長は、特定保全種の生息可能性の高い区域であって、太陽光事業の実施に際して特に配慮が必要と認める区域を特別保全区域として指定するものとする。

2 前項の特別保全区域（以下「特別保全区域」という。）は、本市の市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。）に相当する区域のうち、次に掲げる範囲とする。

(1) 釧路川以西

(2) 武佐及び貝塚

(事前協議)

第9条 第12条第1項の規定による申請をしようとする事業者（以下「申請予定者」という。）は、当該申請をする前に、規則で定めるところにより、太陽光事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を市長に届け出て協議しなければならない。

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 申請予定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

(2) 事業区域の所在地及び面積

(3) 太陽光発電施設を設置する位置

(4) 設置する太陽光発電施設の発電出力

(5) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

3 市長は、第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）が終了したときは、申請予定者にその旨を通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて当該通知に意見を付すことができる。

4 市長は、第1項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

（特定保全種に係る生息調査等）

第10条 市長は、事前協議において、前条第1項の規定により届出のあった事業計画における事業区域に特別保全区域が含まれる場合には、申請予定者に対し、特定保全種の生息調査の実施及び特定保全種の保全の措置に係る計画（以下「保全計画」という。）の作成を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により特定保全種の生息調査の実施及び保全計画の作成を求める場合は、その旨並びにこれらの実施及び作成に当たって必要な要件を申請予定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の場合において、特定保全種の生息調査の必要性の有無並びに前項の規定による通知及び保全計画の内容について、第31条第1項に規定する釧路市特定保全種保全対策等検討委員会に意見を聴くことができる。

(近隣住民等に対する説明)

第 1 1 条 申請予定者は、事前協議の終了後において次条第 1 項の申請をする前に、規則で定めるところにより、説明会を開催し、近隣住民等に対し、実施しようとする太陽光事業の内容について説明しなければならない。この場合において、近隣住民等からの質問及び意見（以下「質問等」という。）があったときは、規則で定めるところにより、当該質問等に回答しなければならない。

2 前項の説明会の開催に当たっては、申請予定者は、実施しようとする太陽光事業の内容について近隣住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

3 申請予定者は、第 1 項の説明会を開催しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(設置事業の許可)

第 1 2 条 事業者は、設置事業を実施しようとするときは、事業計画について、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 事業区域の所在地及び面積
- (3) 工事施工者の氏名及び住所
- (4) 設置事業の完了時における土地の形状
- (5) 太陽光発電施設を設置する位置
- (6) 設置する太陽光発電施設の構造
- (7) 設置事業の期間及び工程
- (8) 設置する太陽光発電施設の発電出力
- (9) 植生の保全のための方策

- (10) 保全計画（事前協議において保全計画の作成を求めた場合に限る。）
- (11) 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (12) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置
- (13) 前 2 号に掲げるもののほか、事故及び災害による被害を防止するための措置
- (14) 設置事業の実施に必要な法令に基づく許認可等の取得及び届出に関する計画
- (15) 設置事業の完了後における太陽光発電施設及び事業区域の維持管理に関する計画
- (16) 太陽光発電施設の廃止後における当該太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理並びにこれらに要する費用（以下「廃棄等費用」という。）の積立てに関する計画
- (17) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

（設置許可の基準等）

第 13 条 市長は、前条第 1 項の許可（以下「設置許可」という。）の申請があった場合は、当該申請に係る事業計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。

- (1) 設置事業の着手に先立って法令に基づく許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けていること。
- (2) 設置事業の着手に先立って法令に基づく届出を必要とする場合は、当該届出を行っていること。
- (3) 自然環境の保全に関する措置が規則で定める基準に適合していること。
- (4) 雨水排水施設等が規則で定める基準に適合していること。
- (5) 道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。

(6) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置が規則で定める基準に適合していること。

(7) 設置する太陽光発電施設が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他の関係法令の基準に適合していること。

(8) 不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

2 市長は、設置許可の申請をした事業者（第3号にあっては、当該事業者又は当該事業者による設置事業に係る工事施工者）が次のいずれかに該当するときは、設置許可をしないことができる。

(1) 第11条第1項に規定する説明会及び近隣住民等からの質問等に対する回答を適切に行っていないとき。

(2) 第21条の規定により、設置許可を取り消された日から起算して2年を経過しないとき。

(3) 鉏路市暴力団排除条例（平成24年鉏路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者と認められるとき。

3 市長は、必要があると認めるときは、設置許可に条件を付することができる。

4 市長は、設置許可をしたとき又はしないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

（変更の許可）

第14条 設置許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該設置許可に係る事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請し、許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第9条から第11条まで及び前条の規定は、前項の許可（以下「変更許

可」という。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

- 3 許可事業者は、第1項ただし書の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(太陽光発電施設等の維持管理)

第15条 事業者は、設置許可に係る事業計画に従い、太陽光発電施設及び事業区域の維持管理をしなければならない。

(廃棄等費用の積立て)

第16条 事業者は、設置許可に係る事業計画に従い、廃棄等費用の積立てを行わなければならない。

(損害賠償責任保険への加入)

第17条 事業者は、太陽光事業の実施に当たっては、設置事業に着手する日から当該設置事業に係る太陽光発電施設を廃止する日までの間、当該太陽光事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし、設置事業に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては、当該設置事業に係る工事施工者が損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

(標識の掲示)

第18条 事業者は、設置事業に着手する日から当該設置事業に係る太陽光発電施設を廃止する日までの間、事業区域内の道路に面する場所その他の外部から見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を掲示しなければならない。

(着手の届出)

第19条 事業者は、設置事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(完了の届出等)

第20条 事業者は、設置事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。設置事業を廃止したときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(許可の取消し)

第21条 市長は、許可事業者（第5号にあっては、許可事業者又は許可事業者による設置事業に係る工事施工者）が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可及び変更許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。

(2) 設置許可若しくは変更許可に係る事業計画又は設置許可若しくは変更許可に付した条件に従わないで設置事業を実施したとき。

(3) 設置許可又は変更許可を受けた日（第13条第3項の規定により設置事業の着手日について条件を付したときは、市長が別に定める日。次号において同じ。）から起算して1年を経過した日までに設置事業に着手しなかったとき。

(4) 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに設置事業を完了しなかったとき。

(5) 損害賠償責任保険への加入をせずに設置事業を実施したとき。

(6) 第29条の規定による命令に従わなかったとき。

(定期報告)

第22条 事業者は、設置事業が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(1) 太陽光発電施設の前年度の維持管理の状況

(2) 第16条の規定による廃棄等費用の積立ての状況

2 事業者は、前項の報告を行う際に、併せて規則で定める財務計算に関する諸表及び損害賠償責任保険への加入を示す書類を市長に提出しなければ

ならない。

3 第1項の規定による報告は、太陽光発電施設の撤去が完了するまでの間、行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(事故等の報告)

第23条 事業者は、事故又は災害により、発電事業に係る太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(廃止等の届出)

第24条 事業者は、太陽光発電施設を廃止し、当該太陽光発電施設を撤去しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(地位の承継)

第25条 許可事業者から事業譲渡、相続、合併その他の理由により太陽光事業を譲り受けた者は、この条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(報告の徴収及び立入調査)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者等の事務所若しくは事業区域に立ち入らせ、必要な調査（以下「立入調査」という。）をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯

し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第28条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 設置許可を受けないで、設置事業を実施する者

(2) 設置許可及び変更許可の内容に適合しない設置事業を実施した者

(3) 変更許可を受けないで、設置許可の内容を変更して設置事業を実施する者

(4) 第16条の規定に違反して、廃棄等費用の積立てを怠った者

(5) 第17条の規定に違反して、損害賠償責任保険への加入をせずに太陽光事業を実施している者

(6) 第18条の規定に違反して、同条の標識の掲示をせずに太陽光事業を実施する者

(7) 第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(8) 第23条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(9) 第26条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料の提出をした者

(10) 立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(11) 前条の規定による指導及び助言に正当な理由なく従わない者

(12) 設置した太陽光発電施設及びその事業区域（以下この号において「太陽光発電施設等」という。）の維持管理が適切になされておらず、又は極めて不完全であることに起因して災害が発生し、又は自然環境若しくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合にお

いて、当該太陽光発電施設により発電事業を実施する者（当該太陽光発電施設が廃止されている場合にあっては、当該太陽光発電施設等を所有し、又は管理する者）

（命令）

第29条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

（公表）

第30条 市長は、第21条の規定により設置許可若しくは変更許可を取り消したとき、又は前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、当該者の氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（釧路市特定保全種保全対策等検討委員会）

第31条 市長の諮問に応じ、特定保全種の生息調査の実施及び保全計画の作成に当たって必要となる要件その他特定保全種の保全の措置に関する事項を調査審議するため、釧路市特定保全種保全対策等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、特定保全種について知見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

（手数料）

第 3 2 条 設置許可又は変更許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 設置許可の申請 1 件につき 8 万円（当該申請に係る事業区域に特別保全区域が含まれる場合にあっては、3 8 万円）

(2) 変更許可の申請 1 件につき 4 万円（当該申請に係る事業区域に特別保全区域が含まれる場合にあっては、1 9 万円）

2 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が相当と認めるときは、手数料の全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第 3 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行し、第 9 条から第 3 0 条まで及び第 3 2 条の規定は、令和 8 年 1 月 1 日以後に着手する設置事業及び当該設置事業により設置した太陽光発電施設に係る発電事業並びにこれらを実施する事業者について適用する。

（釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年釧路市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「別表第 1 第 2 3 項及び第 2 4 項」を「別表第 1 第 2 4 項及び第 2 5 項」に改め、同条第 5 項中「別表第 1 第 2 4 項」を「別表第 1 第 2 5 項」に改める。

第 3 条第 4 項及び第 5 項中「別表第 1 第 2 4 項」を「別表第 1 第 2 5 項」に改める。

別表第 1 中第 2 4 項を第 2 5 項とし、第 1 2 項から第 2 3 項までを 1 項
ずつ繰り下げ、

9 介護認定審査会	会長及び合議体の長	1 回	1 6 , 9 0 0	2 級	を
	委員		1 2 , 0 0 0	2 級	
10 障害支援区分等審査会	会長及び合議体の長		1 6 , 9 0 0	2 級	
	委員		1 2 , 0 0 0	2 級	
11 災害弔慰金等支給審査委員会	委員長及び合議体の長		1 6 , 9 0 0	2 級	
	委員		1 2 , 0 0 0	2 級	

9 介護認定審査会	会長及び合議体の長	1 回	1 6 , 9 0 0	2 級	に
	委員		1 2 , 0 0 0	2 級	
10 障害支援区分等審査会	会長及び合議体の長		1 6 , 9 0 0	2 級	
	委員		1 2 , 0 0 0	2 級	
11 災害弔慰金等支給審査委員会	委員長及び合議体の長		1 6 , 9 0 0	2 級	
	委員		1 2 , 0 0 0	2 級	
12 特定保全種保全対策等検討委員会			1 4 , 0 0 0	2 級	

改め、同表備考第 2 項中「第 2 4 項」を「第 2 5 項」に改める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

本市における太陽光発電施設の適切な設置及び管理のために必要な手続等について定めたく、本案を提出するものである。

議案第 9 4 号

釧路市国設阿寒湖畔スキー場条例の一部を改正する条例

釧路市国設阿寒湖畔スキー場条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 6 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

1 リフト

区分	単位及び金額	
	大人 1 人につき	小人 1 人につき
1 回券	3 0 0 円	1 7 0 円
回数券（1 1 回券）	3 , 0 0 0 円	1 , 7 0 0 円
団体券（5 回券）	1 , 2 0 0 円	6 0 0 円
4 時間券	3 , 0 0 0 円	1 , 7 0 0 円
1 日券	4 , 5 0 0 円	2 , 3 0 0 円
1 時間券（2 0 時間分）	1 6 , 0 0 0 円	9 , 0 0 0 円
シーズン券	4 5 , 0 0 0 円	3 0 , 0 0 0 円

備考

- 1 大人は高校生以上、小人は中学生以下とする（次項の表において同じ。）。
- 2 団体は、1 5 人以上の場合とする。
- 3 各券は、1 開設期間中有効とする（次項の表において同じ。）。ただし、団体券、4 時間券及び 1 日券は、発売当日限り有効とする。
- 4 リフトの 4 時間券、1 日券、1 時間券及びシーズン券は、ロープトウにも有効とする。

2 ロープトウ

区分	単位及び金額	
	大人 1 人につき	小人 1 人につき
1 回券	2 0 0 円	1 0 0 円
回数券（1 1 回券）	2 , 0 0 0 円	1 , 0 0 0 円

別表第 3 項の表中「2 0 0 円」を「4 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路市国設阿寒湖畔スキー場の施設の利用に係る料金の区分を見直すとともに、利用料金の設定基準を改定いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 95 号

厚岸町との定住自立圏形成協定の変更について同意を求める件

厚岸町と締結した定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行
応第 39 号）に規定する定住自立圏形成協定を次のとおり変更することにつ
いて、議会の同意を得たい。

記

釧路市厚岸町定住自立圏形成協定の一部を変更する協定（案）（別紙
）

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴間 秀典

（説明）

厚岸町との定住自立圏形成協定を変更することについて、釧路市議会の議
決すべき事件に関する条例の規定により議決を得たく、本案を提出するもの
である。

（参考）

釧路市議会の議決すべき事件に関する条例抜粋

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、
本市議会の議決すべき事件を次のとおり定める。

（1 号 略）

- （2）定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）
に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定
の廃止を求める旨を決定すること。

(別 紙)

釧路市厚岸町定住自立圏形成協定の一部を変更する協定（案）

釧路市（以下「甲」という。）と厚岸町（以下「乙」という。）は、平成２２年９月２７日に締結した釧路市厚岸町定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第３条第１号オに次のように加える。

(ウ) 一般廃棄物の処理に関する連携

a 取組の内容

一般廃棄物（不燃ごみ・粗大ごみ）の処理に関する事業を進める。

b 甲の役割

一般廃棄物処理施設の安定的な運用を行い、圏域内の一般廃棄物を適正に処理する。

c 乙の役割

甲と協議の上、関連する事業の実施に対し、必要な経費を負担する。

議案第 96 号

弟子屈町との定住自立圏形成協定の変更について同意を求める件

弟子屈町と締結した定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）に規定する定住自立圏形成協定を次のとおり変更することについて、議会の同意を得たい。

記

釧路市弟子屈町定住自立圏形成協定の一部を変更する協定（案）（別紙）

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

弟子屈町との定住自立圏形成協定を変更することについて、釧路市議会の議決すべき事件に関する条例の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

(別 紙)

釧路市弟子屈町定住自立圏形成協定の一部を変更する協定（案）

釧路市（以下「甲」という。）と弟子屈町（以下「乙」という。）は、平成２３年６月２３日に締結した釧路市弟子屈町定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第３条第１号オに次のように加える。

(ウ) 一般廃棄物の処理に関する連携

a 取組の内容

一般廃棄物（不燃ごみ・粗大ごみ）の処理に関する事業を進める。

b 甲の役割

一般廃棄物処理施設の安定的な運用を行い、圏域内の一般廃棄物を適正に処理する。

c 乙の役割

甲と協議の上、関連する事業の実施に対し、必要な経費を負担する。

議案第 97 号

訴 え の 提 起 の 件

市は、次のとおり市営住宅の明渡し及び市営住宅使用料等の支払を求める訴えを提起する。

記

1 訴えの提起をする相手方

別 添

2 請求の要旨

- (1) 相手方が使用している市営住宅（別添）を明け渡せ。
 - (2) 相手方が滞納している上記住宅の使用料（入居取消後にあっては使用料相当損害金）及び遅延損害金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
- との判決と仮執行の宣言を求める。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 市は、判決の結果必要がある場合は、上訴することができる。
- (2) 市は、本訴訟において、適当と認める条件で、相手方と和解することができる。

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

市営住宅の使用料の長期滞納者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅使用料等の支払を求める訴えを提起いたしたく、本案を提出するものである。

（参考）

地 方 自 治 法 抜 粋

(議 決 事 件)

第 9 6 条 普 通 地 方 公 共 団 体 の 議 会 は 、 次 に 掲 げ る 事 件 を 議 決 し な け れ ば な
ら ない。

(1 ～ 1 1 号 略)

(12) 普 通 地 方 公 共 団 体 が そ の 当 事 者 で あ る 審 査 請 求 そ の 他 の 不 服 申 立 て 、
訴 え の 提 起 (中 略) 、 和 解 (中 略) 、 あ つ せ ん 、 調 停 及 び 仲 裁 に 関 す る
こ と。

(以 下 略)

議案第 98 号

土 地 処 分 の 件

市は、次のとおり土地を処分する。

記

1 土地の表示

所 在	面 積
釧路市愛国 1 9 1 番 5 7 5 2	1 1 , 8 4 4 . 9 9 平方メートル
参 考（同時処分物件） 工作物 門扉・金網フェンス・単管柵 各一式	

2 処 分 金 額 1 8 5 , 9 7 0 , 0 0 0 円

3 処 分 先 北海道

北海道警察本部長 友 井 昌 宏

令和 7 年 9 月 4 日 提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路市消防訓練場の土地の一部を処分することに関し、釧路市財産条例第 2 条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

（参考）

釧路市財産条例抜粋

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）
第 2 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 2 , 0 0 0 万円以上の不動産（土地については 1 件 5 , 0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。）若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

位置図



議案第 99 号

釧路市コミュニティセンターの指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

1 公の施設の名称

釧路市コミュニティセンター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社美警

釧路市新富士町 6 丁目 2 番 10 号

3 指定管理者の行う業務

- (1) 施設の利用の承認に関する業務
- (2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
- (3) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が定める業務

4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路市コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

(参 考)

地 方 自 治 法 抜 粹

(公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止)

第 2 4 4 条 の 2 (1 、 2 項 略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(4 、 5 項 略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以 下 略)

釧路市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例抜粹

(指 定 管 理 者 の 指 定 の 議 決 事 項)

第 6 条 第 5 条 第 1 項 の 議 決 に 係 る 議 案 に は 、 次 に 掲 げ る 事 項 を 明 示 す る も の と す る 。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
- (2) 指定管理者に管理を行わせようとする業務の範囲
- (3) 指定管理者となるものの名称及び主たる事務所の所在地
- (4) 指定管理者の指定の期間

議案第 1 0 0 号

福祉部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

議 決 事 項	公の施設の名称	左欄に掲げる公の施設について 指定管理者の行う業務
	指定管理者の名称及び主たる事務 所の所在地	
	指定期間	
1	緑風荘	(1) 施設の使用の承認に関する業務
	鉏路市老人福祉センター緑風荘運 営委員会	(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実 施に関する業務
	鉏路市鶴ヶ岱 3 丁目 1 番 4 0 号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	(4) その他市長が定める業務
2	鉏路市第 2 老人福祉センター	(1) 施設の使用の承認に関する業務
	鉏路市第 2 老人福祉センター清風 荘運営委員会	(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実 施に関する業務
	鉏路市愛国西 3 丁目 2 6 番 1 号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	(4) その他市長が定める業務
3	鉏路市第 3 老人福祉センター	(1) 施設の使用の承認に関する業務
	鉏路市第 3 老人福祉センター鶴風 荘運営委員会	(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実 施に関する業務
	鉏路市鳥取北 4 丁目 2 1 番 2 号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	(4) その他市長が定める業務
4	鉏路市桜ヶ岡老人福祉センター	(1) 施設の使用の承認に関する業務
	鉏路市桜ヶ岡老人福祉センター桜 花荘運営委員会	(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実 施に関する業務
	鉏路市桜ヶ岡 2 丁目 8 番 1 号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	(4) その他市長が定める業務

5	釧路市大川町老人福祉センター	(1) 施設の使用の承認に関する業務
	釧路市大川町老人福祉センター橋南荘運営委員会	(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
	釧路市大川町 3 番 3 6 号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	(4) その他市長が定める業務
6	釧路市柳町老人福祉センター	(1) 施設の使用の承認に関する業務
	釧路市柳町老人福祉センター鉄北荘運営委員会	(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
	釧路市柳町 1 番 4 6 号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	(4) その他市長が定める業務
7	釧路市寿老人福祉センター	(1) 施設の使用の承認に関する業務
	釧路市寿老人福祉センター寿荘運営委員会	(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
	釧路市寿 2 丁目 5 番 2 号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	(4) その他市長が定める業務
8	釧路市美原老人福祉センター	(1) 施設の使用の承認に関する業務
	釧路市美原老人福祉センター美原荘運営委員会	(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
	釧路市美原 4 丁目 3 番 1 号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	(4) その他市長が定める業務
9	釧路市武佐老人福祉センター	(1) 施設の使用の承認に関する業務
	釧路市武佐老人福祉センター平成荘運営委員会	(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
	釧路市武佐 4 丁目 3 0 番 1 1 号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	(4) その他市長が定める業務
10	釧路市星が浦老人福祉センター	(1) 施設の使用の承認に関する業務
	釧路市星が浦老人福祉センター星鶴荘運営委員会	(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
	釧路市星が浦北 3 丁目 1 番 3 5 号	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	(4) その他市長が定める業務

11	釧路市昭和老人集会所	(1) 施設の使用の承認に関する業務
	釧路市昭和老人集会所運営委員会 釧路市昭和町2丁目4番18号	(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
12	釧路市高齢者生きがい交流プラザ	(1) 施設の使用の承認に関する業務
	釧路市老人クラブ連合会 釧路市米町4丁目3番16号	(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	(3) 施設の使用料の収受に関する業務 (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (5) その他市長が定める業務

令和7年9月4日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

福祉部の所管する公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

議案第 101 号

釧路工業技術センターの指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

1 公の施設の名称

釧路工業技術センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人釧路根室圏産業技術振興センター

釧路市鳥取南 7 丁目 2 番 23 号

3 指定管理者の行う業務

- (1) 施設の使用の承認に関する業務
- (2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
- (3) 施設の使用料の収受に関する業務
- (4) 試験、検査等の手数料の収受に関する業務
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) その他市長が定める業務

4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路工業技術センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するも

のである。

議案第 102 号

西港緑地等の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

1 公の施設の名称

西港緑地、石油緩衝緑地、西港 1 号緑地及び西港 2 号緑地

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社篠原園芸

釧路市花園町 5 番 4 号

3 指定管理者の行う業務

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) その他市長が定める業務

4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

西港緑地等の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

議案第 1 0 3 号

生涯学習部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

議 決 事 項	公の施設の名称	左欄に掲げる公の施設について 指定管理者の行う業務
	指定管理者の名称及び主たる事務 所の所在地	
	指定期間	
1	釧路市中央図書館、釧路市西部地区図書館、釧路市東部地区図書館、釧路市中部地区図書館及び釧路文学館	(1) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務 (2) 釧路市中央図書館の多目的ホール、会議室及び展示コーナーの利用の承認に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他教育委員会が定める業務
	一般財団法人くしろ知域文化財団 釧路市中園町 1 9 番 1 号	
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	
2	釧路市交流プラザさいわい	(1) 施設の使用の承認に関する業務 (2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務 (3) 施設の使用料の収受に関する業務 (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (5) レストランの管理運営に関する業務 (6) その他教育委員会が定める業務
	一般財団法人釧路市民文化振興財団 釧路市幣舞町 4 番 2 8 号	
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	
3	釧路市阿寒町総合運動公園	(1) 施設の使用の承認に関する業務 (2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務 (3) 施設の使用料の収受に関する業務 (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (5) その他教育委員会が定める業務
	特定非営利活動法人グルスの杜あかん 釧路市阿寒町富士見 3 丁目 9 番 1 2 号	
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

生涯学習部の所管する公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

議案第104号

令和6年度釧路市各会計決算認定の件

令和6年度釧路市各会計歳入歳出決算（病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、公設地方卸売市場事業会計及び港湾整備事業会計の各決算を除く。）を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

（決算書、決算説明書、主要施策成果報告書、財産に関する調書（明細書））、決算審査意見書 別添）

令和7年9月4日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（参考）

地方自治法抜粋

（決算）

第233条 （1、2項 略）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

（4項 略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

（6、7項 略）

（基金）

第241条 （1～4項 略）

5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

（以下 略）

地方自治法施行令抜粋

（決算）

第166条 （1項 略）

2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

とする。
(3 項 略)

議案第 105 号

令和 6 年度釧路市病院事業会計決算認定の件

令和 6 年度釧路市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(参考)

地方公営企業法抜粋

(決算)

第 30 条 (1～3 項 略)

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例日(同条第 6 項に規定する定例日をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

(以下 略)

議案第 1 0 6 号

令和 6 年度釧路市水道事業会計決算認定の件

令和 6 年度釧路市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

議案第 1 0 7 号

令和 6 年度釧路市工業用水道事業会計決算認定の件

令和 6 年度釧路市工業用水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

議案第 1 0 8 号

令和 6 年度釧路市下水道事業会計決算認定の件

令和 6 年度釧路市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を
求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

議案第 1 0 9 号

令和 6 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計決算認定の件

令和 6 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

議案第 1 1 0 号

令和 6 年度釧路市港湾整備事業会計決算認定の件

令和 6 年度釧路市港湾整備事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

議案第 1 1 1 号

教育委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を、釧路市教育委員会委員に任命いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏 名

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(参 考)

地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 抜 粋

(任 命)

第 4 条 (1 項 略)

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(3 ～ 5 項 略)

(任 期)

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。（以下 略）

議案第 1 1 2 号

監査委員の選任について同意を求める件

次の者を、釧路市監査委員に選任いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏 名

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(参 考)

地 方 自 治 法 抜 粋

(選 任 及 び 兼 職 の 禁 止)

第 1 9 6 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。

(た だ し 書 略)

(2 ～ 6 項 略)

(任 期)

第 1 9 7 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。（ただし書 略）

議案第 1 1 3 号

公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を、釧路市公平委員会の委員に選任いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏 名

令和 7 年 9 月 4 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(参 考)

地 方 公 務 員 法 抜 粋

(人 事 委 員 会 又 は 公 平 委 員 会 の 委 員)

第 9 条 の 2 人 事 委 員 会 又 は 公 平 委 員 会 は、 3 人 の 委 員 を も つ て 組 織 す る。
2 委 員 は、 人 格 が 高 潔 で、 地 方 自 治 の 本 旨 及 び 民 主 的 で 能 率 的 な 事 務 の 処
理 に 理 解 が あ り、 か つ、 人 事 行 政 に 関 し 識 見 を 有 す る 者 の う ち か ら、 議 会
の 同 意 を 得 て、 地 方 公 共 団 体 の 長 が 選 任 す る。

(3 ～ 9 項 略)

1 0 委 員 の 任 期 は、 4 年 と す る。(以 下 略)

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件

次の者を、人権擁護委員候補者に推薦いたしたいので、議会の意見を求めたい。

記

氏 名

氏 名

氏 名

令和 7 年 9 月 4 日 提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(参 考)

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

(委 員 の 推 薦 及 び 委 嘱)

第 6 条 (1 、 2 項 略)

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(以 下 略)

選挙第2号

選挙管理委員及び補充員選挙の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び第2項の規定に基づき、釧路市選挙管理委員及び補充員各4人の選挙を求める。

記

選挙管理委員

補 充 員

令和7年9月4日付議

釧路市議会議長 畑 中 優 周

（説明）

釧路市選挙管理委員及び補充員の任期満了（令和7年11月15日）に伴い、各4人の選挙を求めたく、本案を付議するものである。

（参考）

任期満了となる選挙管理委員及び補充員

選挙管理委員	小笠原 寛	西塔正一
	古俣 静子	淀川 了一
補充員	諏訪 信哉	森 泉
	宮下 徹	佐藤 道雄

地方自治法抜粋

（選挙管理委員会の設置及び組織）

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

（選挙管理委員及び補充員の選挙）

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に

規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

(3 ～ 7 項 略)

- 8 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

(任期)

- 第 1 8 3 条 選挙管理委員の任期は、4 年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

(2 項 略)

- 3 補充員の任期は、委員の任期による。

(4 項 略)

